#### 独立行政法人国立青少年教育振興機構法人文書の公開に関する基準

平成18年4月1日 独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第1-11号

独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有する法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)により開示請求があった場合の取扱基準は、下記のとおりとする。

# I 開示請求に基づく開示

機構に法人文書の開示請求があったときは、次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除いて、開示請求者に当該法人文書を開示するものとする。

#### 1 個人情報(法第5条第1号)

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等から、特定個人を識別することが可能な情報(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることにより個人の権利利益(名誉、感情などを含む。)を害するおそれがある情報。

# <具体例>

- ・職員・関係者等の自宅住所・電話番号等
- · 人事選考関係資料(氏名、履歴等)
- ・健康診断の記録
- 懲戒処分関係情報(氏名、懲戒内容等)

### <例外>

個人情報であっても次の情報は開示する。

情報の種類	具体例
法令の規定により又は慣行として公にさ	・叙勲・褒章受賞者名簿など
れ、又は公にすることが予定されている情	
報	
人の生命、健康、生活又は財産を保護す	
るため、公にすることが必要であると認め	
られる情報	

当該個人が公務員等である場合におい・文書に付された職名 て、当該情報がその職務の遂行に係る情報 であるときは、当該情報のうち、当該公務 員等の職務及び職務遂行の内容にかかる部 分

# 2 法人等情報(法第5条第2号)

法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。) に関する情報又 は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるもの。

#### < 目休例>

○ 异体的 /	
情報の種類	具体例
公にすることにより、当該法人等又は個	・団体等との連携事業等に関し相手
人の権利、競争上の地位、その他正当な利	方から提供されたノウハウ
益を害する恐れのあるもの	・工事請負者施行成績一覧など
	・契約に係る予定価格調書
	• 利用申込書関係情報
	(利用者名簿・住所・電話・個人の
	利用予定)

# <例外>

法人等情報であっても次の情報は開示する。

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認 められる情報

## 3 審議検討等情報(法第5条第3号)

国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又 は協議に関する情報であって、次に掲げるもの。

情報の種類	具体例
公にすることにより、率直な意見の交換	・現在検討・審議中の委員会に係る
や意思決定の中立性が不当に損なわれる恐	記録
れのあるもの	・人事選考(採用、昇任等)の記録
	など

公にすることにより、特定の者に不当に・機種選定や仕様策定に係る検討記 利益を与え、若しくは不利益を及ぼす恐れ のあるもの

録など

# 4 事務・事業支障情報(法第5条第4号)

国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体が行う事務・事業に関する情報であって、 公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又 は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

### ① 国の安全等に関する情報

公にすることにより国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼 関係が害されるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれが あるもの

# ② 公共の安全等に関する情報

情報の種類	具体例
公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧	・ I D、パスワード等のネットワー
又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持	クセキュリティー情報
に支障を及ぼすおそれのあるもの	・毒物、劇物等の毒性、危険性等の
	高い物質の受払い、保管に関する情
	報

## ③ 事務・事業支障情報

情報の種類	具体例
監査、検査、取締り又は試験に係る事務	
に関し、正確な事実の把握を困難にするお	
それ又は違法若しくは不当な行為を容易に	
し、若しくはその発見を困難にするおそれ	
のあるもの	
契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、	・入札前の予定価格、積算内訳書
国、独立行政法人等又は地方公共団体の財	・機構が当事者となっている訴訟に関
産上の利益又は当事者としての地位を不当	する資料など
に害するおそれのあるもの	

つ能率的な遂行を不当に阻害するおそれの あるもの

調査研究に係る事務に関し、その公正か・調査研究のうち草案や中途段階の もの

人事管理に係る事務に関し、公正かつ円 滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあ るもの

- 人事異動原案
- 人事選考(採用、昇任等)関係資 料
- 勤務評定関係記録など

国若しくは地方公共団体が経営する企業 又は独立行政法人等に係る事業に関し、そ の企業経営上正当な利益を害するおそれの あるもの

### Ⅱ 部分開示

法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合で、不開示情報が記録されている 部分を区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示する。

なお、個人情報のうち、特定の個人を識別できる情報が含まれている場合であっても、 氏名、生年月日その他の特定の個人を識別できる部分を除くことにより、個人の権利利 益が害される恐れがないと認められるときは、個人識別可能部分を除いた部分を開示す る。

# Ⅲ 公益上の理由による裁量的開示

不開示情報であっても、公益上特に必要があると認められる場合には、開示するもの とする。

### IV 開示請求を拒否し得る情報

開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示す ることとなるときは、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否す ることができる。

# <具体例>

特定個人の病歴に関する情報